

マイナンバーカードを 健康保険証として 使ってください

【質問は】 国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)

- ◆今 あなたが 持っている 紙の 健康保険証は 有効期限<=使うことが できる 最後の 日>まで 使うことが できます。
- ◆次の 人には 資格の 確認書<=あなたが 国民健康保険に 入っていることが 分かるもの>を 渡します。(申し込みをしなくても いいです)
 - ・マイナンバーカードを 健康保険証として 使う 申し込みをしていない人
 - ・マイナンバーカードを 持っていない人

◆あなたに 話いをする人たち(夫や 妻、恋人、両親など)が あなたの 情報 を 見る ことが できないように することが できます。あなたの 健康保険証を つくったところ(健康保険組合や 江戸川区など)に 申し込み してください。この 申し込みをした場合は 病院で 健康保険証の 代わりに マイナンバーカードを 使うことは できません。マイナポータルで あなたの 健康保険や あなたの 医療費の 情報 を 見ることも できません。

国民健康保険のお金の払い方

【質問は】 収納係 (Tel. 03-5662-0795)

口座振替で払う

口座振替だと お金を 払うことを 忘れないです。

●銀行などの キャッシュカードで 申し込みの場合 江戸川区役所か あなたが 住んでいる 近くの 事務所の 保険年金係に 行ってください。

専用の 機械に キャッシュカードと 暗証番号(PIN)を 登録すると、申し込みが できます。

【申し込みときに 持って 行くもの】

- ① 右に 書いてある 銀行などの キャッシュカード
- ② あなたの 本人確認書類(在留カードや パスポートなど)
- ③ あなたが 銀行などの 口座を 作る ときに 使った 判子



●口座振替依頼書(はがき)で 申し込みの場合

一緒に 入っている 口座振替依頼書(はがき)を 書いて ポストに 入れてください。

※ポストに 入れてから 口座振替が 始まるまでに 2か月ぐらい かかります。始まるまでは 納付書で 払ってください。

口座キャンペーンをしています 初めて 口座振替を 申し込んだ人に キャンペーンをしています。キャンペーンの 手紙が 一緒に 入っていた人は 読んでください。

口座振替で 健康保険の お金を 払った人には 区役所から 12月の 終わりに「お納めいただいた国民健康保険料額のお知らせ」を送ります。

口座振替ではない払い方

- ・納付書を 銀行や コンビニエンスストアに 持って行って 払う。
- ・納付書の バーコードを 使って スマートフォンの アプリ(PayB、PayPay、LINE Pay、楽天銀行、d払いなど)で 払う。
- ・クレジットカードで 払う(2025年6月から できます)

詳しい説明は「国保のしおり」の18ページを 読んでください

<キャッシュカードで 申し込みが できる 銀行など>

- ・みずほ銀行
- ・三菱UFJ銀行
- ・三井住友銀行
- ・りそな銀行
- ・千葉銀行
- ・きらぼし銀行
- ・東日本銀行
- ・ゆうちょ銀行
- ・朝日信用金庫
- ・東京東信用金庫
- ・興産信用金庫
- ・東栄信用金庫
- ・小松川信用金庫

働いていた 会社がなくなったり 会社を 辞めなければならない人は 国民健康保険のお金が 少し 安くなります

【質問は】 国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560)

働いていた 会社が なくなったり 自分には 辞める 理由がないのに 会社を 辞めなければならないとき 雇用保険に 入っていたら 国民健康保険の お金が 少し 安くなる 場合があります。(国民健康保険の お金を 安くしたいときは 申し込みが 必要です)



詳しい説明は「国保のしおり」の15ページを 読んでください

家族の 国民健康保険の お金が 安くなることがあります(あなたが 会社などの 健康保険に 入っていて、あなたと 同じ 健康保険に 入っていた 家族)

あなたが 会社などの 健康保険から 後期高齢者医療制度に 変わると、あなたの 家族も 健康保険を 変えなければなりません。65歳以上の 家族が 国民健康保険に入る場合、お金が 安くなります。2年間だけ 所得割額が 0円、均等割額が 半分の 金額になります(所得割額と 均等割額の 説明は 2ページを 見て ください)。家族の 国民健康保険の お金を 安くしたい人は 申し込みが 必要です。

申し込みをした人は、「国民健康保険料決定通知書」を見てください。右の 上のほうの「減免額⑩」に 安くなる 金額が 書いてあります。

あなたが 他の 健康保険に入ったときは あなたは「国民健康保険をやめます」と 保険年金係に 連絡をしなければなりません。

※ 連絡をしなかったら あなたは 両方の 健康保険に お金を 払うことがあります。

● 国民健康保険のことは 江戸川区役所か あなたが 住んでいる 近くの 事務所の 保険年金係に 聞いてください

区役所 区民課: Tel. 03-5662-6823 (住所) 〒132-8501 中央1-4-1 小岩 事務所: Tel. 03-3657-7876 (住所) 〒133-0052 東小岩6-9-14
小松川 事務所: Tel. 03-3683-5185 (住所) 〒132-0035 平井4-1-1 東部 事務所: Tel. 03-3679-1128 (住所) 〒132-0014 東瑞江1-17-1
葛西 事務所: Tel. 03-3688-0438 (住所) 〒134-0083 中葛西3-10-1 鹿骨 事務所: Tel. 03-3678-6116 (住所) 〒133-0073 鹿骨1-54-2



ともに、生きる。

江戸川区

令和7年度

令和7年度

国民健康保険のお金についての 連絡

あなたが 今年 国民健康保険に 払う 金額が 決まりました

【質問は】 国民健康保険資格係 (Tel. 03-5662-0560) 収納係 (Tel. 03-5662-0795)

国民健康保険料決定通知書と 納付書<=国民健康保険の お金を 払うための 紙>が この中に 入っています(銀行や 郵便局の 口座から お金を 払う人は 納付書は 入っていません)。納付書は 全部で 11枚です。

- ・1枚: 1年間の 全部の 国民健康保険の お金を 1回で 払う場合の 納付書
- (この納付書で 6月に 1年間の 全部の 国民健康保険の お金を 払ったら 他の 10枚の 納付書は 使いません)
- ・10枚: 今年の 6月から 来年の 3月まで 毎月 国民健康保険の お金を 払う場合の 納付書

病気になるようにするため そして 医療費<=病院や 薬に 払う お金>を 少なくするために 大切なこと

【質問は】 健診係 (Tel. 03-5662-0623) 庶務係 (Tel. 03-5662-0540)

毎年 一人の人が 使う 医療費が 増えています。お年寄りが 増えたり 病気を 治す 技術が 高くなったりしているからです。みんなの 医療費が 増えると 国民健康保険の お金も 高くなります。ですから 医療費を 少なくすることが 大切です。

国保健診を 受けてください!

国保健診は 国民健康保険に 入っている 40歳から 74歳までの人が 受ける

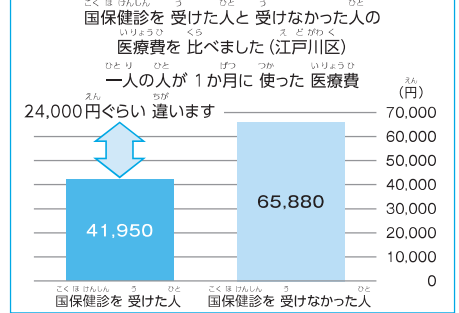
ことが できます。お金は かかりません。

国保健診を受けた人の 医療費は 受けなかった人より 24,000円ぐらい 安い(1か月の 金額)です。国保健診を 受けると 病気を 早く 見つけて 早く 治すことが できます。健康にも いいし 医療費も 少なくすることが できます。

40歳になったら 毎年 国保健診を 受けてください!



国保健診についての 説明は はこちら 江戸川区の Webサイトを 見てください



KDB概要「医療費分析(健診有無別)令和5年度累計」に 書いてあります

がん検診も 受けてください!

江戸川区では がん検診を 無料で 受けることが できます。

早く がんを見つけたら 90%の人は 治ります。早く がんを見つけることが 一番 大切です。元気な人も 健康のために がん検診を 受けてください。

1年に 1回は 歯科健診を 受けてください かかりつけ歯科医を 決めたほうがいいです。

かかりつけ歯科医で 毎年(半年に 1回でも いい) 歯科健診を 受けてください。ずっと おいしく 食事をしたり 楽しく 笑顔で 健康に 生活するためです。

詳しいことは 近所の 歯医者に 相談してください。

※ 江戸川区に 住んでいる人は 次の 健診を受けることが できます。

お金がかからないので 是非 健診を受けてください。

・成人歯科健診(20歳から 70歳までの 間、

5年に 1回 受けることが できます。20歳、

25歳、30歳...65歳、70歳のときです)

・口腔ケア健診(65歳以上の人は 1年に 1回

受けることが できます)



歯と口の 健康についての 説明は はこちら Webサイトを 見てください

ジェネリック医薬品を 使ってください

ジェネリック医薬品を 使うと あなたの 薬の お金が 安くなります。そして 毎年 増えている 医療費を 少なくすることも できます。ジェネリック 医薬品を 使いたい人は 医者か 薬剤師に 相談してください。

決定通知書の見かた

2025年5月31日に調べた情報でこの決定通知書をつくりました

決定通知書の見かたは江戸川区のWebサイトでも見ることができます。
(English and plain Japanese versions are available.)

1 お金を払う方法は3つあります

- 口座振替
「普通徴収口座情報」の口座から1年に10回国民健康保険のお金を引きます。月の最後の日に引きます。月の最後の日に銀行や郵便局が休みの場合は次の日に引きます。
- 年金のお金から払う
「特別徴収義務者」「特別徴収対象年金」の年金から国民健康保険のお金を引きます。
- 納付書で払う
一緒に入っている納付書を銀行や郵便局に持って行って国民健康保険のお金を払ってください。

2 軽減額

- 国民健康保険のお金がどのくらい安くなるかが書いてあります。安くなるのは次のような場合です。
- 給料などが少ない家族は均等割額＝国民健康保険に入っている人がみんな払うお金。みんな同じ金額>が安くなる場合があります。均等割額を安くしたい人は家族みんなの給料を区役所に教えてください。
 - 小学校に入学する前の子ども(2019年4月2日より後に生まれた子ども)は、みんな均等割額が半分の金額になります。
 - もうすぐ赤ちゃんが生まれる人や赤ちゃんが生まれたばかりの人は国民健康保険のお金を払わなくていいです。区役所で申し込みください。

国民健康保険のお金を計算する方法

あなたが1年間に払わなければならない国民健康保険のお金 (①+②+③) (家族みんなの分を計算してあなたがみんなの分を払います)	
①医療分(みんなの医療費などのものになるお金) 一番高い金額は66万円です(これより高く払う人はいません)	
②支援分(後期高齢者医療制度を助けるためのお金) 一番高い金額は26万円です(これより高く払う人はいません)	
③介護分(介護保険のお金。40歳から64歳までの人だけ払います) 一番高い金額は17万円です(これより高く払う人はいません)	

この手紙は1つの家族に1つ送っています

記号番号

1-1

年度国民健康保険料を、次のとおり決定(変更)しましたので通知します。

国民健康保険料 算定内訳

区分	所得割算定対象額①	所得割率② (%)	所得割額③ ③=①×②	一人あたり均等割額④	人数⑤	均等割額⑥ ⑥=④×⑤	算出合計額A A=③+⑥
変更前	医療分						
変更前	支援分						
変更前	介護分						
変更後	医療分						
変更後	支援分						
変更後	介護分						

2

告知書の場合、当初の保険料決定のため変更前欄は空白で表示されます。

区分	軽減	軽減額⑦	限度超過額⑧	月割増減額⑨	減免額⑩	年間保険料額 (A-⑦-⑧-⑨-⑩)	決定保険料額
変更前	医療分						
変更前	支援分						
変更前	介護分						
変更後	医療分						
変更後	支援分						
変更後	介護分						

算出合計額A 個人別内訳

※「均等割増減額」とは、加入月数が12か月未満の加入者に対して行われる月割増減のことで、(欄は裏面中央下部参照)

3

税申告状況

区分

加入月(●)

特別対象家族保険者等(◎)

所得割算定対象額

所得割額

均等割額

算出合計額 (b+c) × 加入月数 12

1-2

特別徴収義務者

特別徴収対象年金

※「決定保険料額」と個人別内訳「算出合計額」の合計は軽減額・軽減額・限度超過額・減免額により一致しないことがあります。

※特別対象家族保険者等(非自営的失業等)に該当する方は、所得割算定対象額の欄に保険料軽減制度適用後の額を表示しています。

※氏名欄は表示できる文字数に限りがあるため、一部表示されないことがあります。ご了承ください。

●医療分…医療費割増分保険料 ●支援分…後期高齢者支援金等割増分保険料 ●介護分…介護給付金割増分保険料 (40歳から64歳まで) ※詳しくは裏面をご覧ください。

2024年の所得金額<=あなたと家族が1年間にもらった給料など>を使って計算しています。

所得割額 (「所得金額×下の数字」で 計算した金額)	均等割額 (「国民健康保険に入っている家族の 人数×下の金額」で計算した金額)
8.59%	50,400 円
2.97%	17,400 円
2.45%	17,400 円

※介護分は40歳から64歳までで国民健康保険に入っている人だけ払います

●質問したいときに電話をするところ

国民健康保険のお金を計算する方法 → 国民健康保険 資格係 (Tel. 03-5662-0560)

国民健康保険のお金を払う方法 → 収納係 (Tel. 03-5662-0795)

質問するときは「記号番号」か「問合番号」を教えてください。

問合番号

2025年4月から2026年3月までの国民健康保険のお金 (あなたが払わなければならない金額)

★

普通徴収の国民健康保険のお金

特別徴収の国民健康保険のお金

あなたが払っている年金の半分以上少ないですか

3 家族一人ずつの国民健康保険のお金がいくらか書いてあります

家族みんなの国民健康保険のお金をあなたが全部払わなければなりません。

A 税申告状況

次の①②の人は「所得不明」と書いてあります。

①2025年1月2日より後に江戸川区に引っ越してきた人

②2024年の1年分の給料などの金額を決めた日までに教えなかった人

国民健康保険のお金「変更通知書」があなたに届くまではこの手紙に書いてある金額を払ってください。

②の人は2025年1月1日に住んでいたところの区役所に2024年の1年分の給料などの金額を教えてください。

B 加入月

「*」は国民健康保険のお金がかかる月です

「◎」は国民健康保険のお金が安くなる月です

(働くことができなかったりした人は国民健康保険のお金が安くなります)

C 算出合計額

家族一人ずつの金額を全部足しても決定保険料額と同じ金額にならないこともあります。

2025年4月から2026年3月までに40歳・65歳・75歳になる人の国民健康保険のお金について

詳しい説明は「保険のしおり」の12ページと13ページを読んでください

40歳になる人

40歳になる月(生まれた日が1日の人はその前の月)から国民健康保険の金額が変わります。(普通)の金額に介護分の金額を足すので少し高くなります)

・生まれた日が4月2日から7月1日までの人は6月から普通の金額と介護分を足した金額になっています。

・生まれた日が7月2日から次の年の4月1日までの人には金額が変わるときに「変更通知書」を送ります。

65歳になる人

65歳になる月(生まれた日が1日の人はその前の月)から国民健康保険の金額が変わります。「介護保険」に変わって、お金の払い方も金額も変わります。介護保険のお金については介護保険課があなたへ連絡します。

75歳になる人

75歳になる月から「後期高齢者医療制度」に変わって、払うお金も「後期高齢者医療保険料」に変わります。払う金額は高齢者医療係があなたへ連絡します。

生まれた日が4月1日から7月30までの人には7月に連絡します。生まれた日が7月1日から次の年の3月31日までの人には生まれた月の次の月に連絡します。



江戸川区 令和7年度 国民健康保険料のお知らせ 用語集

1 ページ

国保健診

体のどこかに病気がないかを病院で調べます。
40歳以上の国民健康保険に入っている人は、1年に1回無料で受けることができます。

がん検診

体の中にがん(Cancer)ができていないかを調べます。
がんは早く見つければ治る人が多い病気です。
体の調子が良くてもがん検診を受けてください。

歯科健診

歯や口が健康かどうか調べます。
歯や口のことを相談できます。

かかりつけ歯科医

いつも行く歯医者のことです。
歯を治します。歯をきれいにします。歯を健康にします。

ジェネリック医薬品

元からある薬と同じくらい効く新しい薬です。
元からある薬より安く買うことができます。

2 ページ

後期高齢者医療制度

いま、日本に住んでいる人は、医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合など)の1つに必ず入らなければなりません。
75歳になると、74歳まで入っていた医療保険から後期高齢者医療制度に変わります。
変わるときの申し込みはありません。

3 ページ

マイナポータル

インターネットでいろいろな手続きができる国(日本)のサービスです。
マイナンバーを使ってあなたの情報(住民票、国民年金、健康保険、税金などについて)を見することもできます。
全部のサービスを使いたい人はマイナンバーカードが必要です。

雇用保険

働くことができなくなったり、仕事を辞めたりした場合などに使う保険です。
少しの間、あなたにお金をくれたり、あなたが仕事を探すとき手伝ってくれたりします。
雇用保険は、働いている人はみんな入ります。
でも、働く日や時間が短い社員や、アルバイトなどは、雇用保険に入らないこともあります。